

# 共用型デイサービス グループホームくすのき園

## 「(介護予防)共用型指定認知症対応型通所介護」

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(第 2490300312 号)

当事業所はご契約者に対して共用型認知症対応型通所介護サービス及び共用型介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

#### 1. 事業者

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 慈童会  |
| (2) 法人所在地 | 三重県鈴鹿市若松西六丁目28番18号                                |
| (3) 電話番号  | 059-385-3100                                      |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 北野 真弘   |
| (5) 設立年月日 | 昭和56年2月18日  |
| (6) 法人の理念 | 「慈しむ心を育む」。地域の中で「その人らしさ」を失うことなく、尊厳ある生活を共に創造していきます。 |

#### 2. 事業所の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 共用型認知症対応型通所介護事業所・共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所（令和5年2月1日指定 三重県2490300312号）   |
| (2) 事業所の目的 | 共用型認知症対応型通所介護および共用型介護予防認知症対応型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な共用型認知症対応型通所介護サービスまたは共用型介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下サービスという）を提供することを目的とします。 |
| (3) 運営の方針  | 要介護状態または要支援状態の心身の特徴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。    |
| (4) 事業所の名称 | 共用型デイサービス グループホームくすのき園   |
| (5) 施設の所在地 | 三重県鈴鹿市上箕田町2638番8   |
| (6) 管理者の氏名 | 鈴木 あおい   |
| (7) 開設年月日  | 令和5年2月1日   |

(8) 電話番号 059-385-7550

(9) 利用定員 3名

(10) 事業所が行っている他の業務

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 平成30年4月1日指定 第2490300221号

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域 鈴鹿市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（但し、12月29日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時から午後5時まで
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

### 4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置〉

職 種	人数	業務内容	資 格
管 理 者	1名(兼務)	業務管理	社会福祉士 精神保健福祉士
介護支援専門員	1名(兼務)	介護計画作成	介護支援専門員 (1名)
介護職員	10名	日常生活機能訓練 介 護	准看護師 (1名) 介護福祉士 (9名) 認知症ケア専門士 (1名) 認知症事業管理者研修 (2名) 認知症実践者リーダー (3名) 認知症実践者研修終了 (4名)
看護職員	1名(兼務)	健康管理	正看護師
管理栄養士	1名(兼務)	栄養管理	管理栄養士

### 5. 設備概要

リビング・ダイニング (49.60 m <sup>2</sup> )	多目的ホール (50.88 m <sup>2</sup> )
台 所 (12.25 m <sup>2</sup> )	洗濯室 (9.10 m <sup>2</sup> )
浴 室 (8.37 m <sup>2</sup> )	事 務 室 (9.91 m <sup>2</sup> )
トイレ (5ヶ所・7.10 m <sup>2</sup> ~1.82 m <sup>2</sup> )	入居者の居室 (9室・10.01 m <sup>2</sup> )

### 6. サービスの概要

利用者の方やご家族、ケアマネージャー等と話し合い「ケアの三原則(自己決定・能力の活用・生活の継続性)」を守り、利用者の自立した生活に向け援助します。特に個々の利用者の認知症の症状に応じた介護に努めます。

- ① 食事：主として管理栄養士が作成する献立により、栄養並びに利用者の身体状況や嗜好を考慮した食事を提供します。 食事時間 12：00～13：00
- ② 入浴：個別浴により入浴介助を行います。
- ③ 排泄：利用者の状態に合わせてトイレ介助、おむつ交換等の援助を行います。
- ④ アクティビティ：利用者の希望に沿って、集团的レクリエーションや創作活動等を通じて機能訓練的な諸活動を行います。
- ⑤ 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。
- ⑥ 生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き等に関する相談、助言を行います。

## 7. 利用料金

### (1) サービス利用料金

基本料金〈7時間以上8時間未満の場合〉

※鈴鹿市は6級地のため1単位が10.33円

要介護度 (単位数)	要支援1 484単位	要支援2 513単位	要介護1 523単位	要介護2 542単位	要介護3 560単位	要介護4 578単位	要介護5 598単位
サービス利用料金 (単位×10.33円)	4,999円	5,299円	5,402円	5,598円	5,784円	5,970円	6,177円
自己負担1割の方	499円	529円	540円	559円	578円	597円	617円
自己負担2割の方	999円	1,059円	1,080円	1,119円	1,156円	1,194円	1,235円
自己負担3割の方	1,499円	1,589円	1,620円	1,679円	1,735円	1,791円	1,851円

### 加算及び減算料金

サービス内容	単位数	利用料金(円)	自己負担額(円)		
			1割	2割	3割
*サービス提供体制強化加算I(注1)	22/日 単位	227円	22円	45円	68円
入浴介助加算	40/日 単位	413円	41円	82円	123円
生活機能向上連携加算(注2)	100/月 単位	1,033円	103円	206円	309円
科学的介護推進体制加算(注3)	40/月 単位	413円	41円	82円	123円
若年性認知症利用者受入加算(注4)	60/日 単位	619円	61円	123円	185円
*介護職員処遇改善加算	1月の利用単位数×104/1,000相当の単位数を加算				
*介護職員等特定処遇改善加算	1月の利用単位数×31/1,000相当の単位数を加算				
*介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の利用単位数×23/1,000相当の単位数を加算				
*送迎を行わない場合の減算	－47/片道 単位	送迎を行わない場合、片道につき			

(注1) サービス提供体制強化加算I…介護福祉士が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士25%以上

(注2) 生活機能向上連携加算…訪問・通所リハビリテーション事業所の理学療法士が訪問し、個別機能訓練計画に基づき機能訓練を実施

(注3) 科学的介護推進体制加算…利用者ごとの栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて通所介護計画を見直す等、情報を活用する場合に算定

(注 4) 若年性認知症利用者受入加算…利用者が若年性認知症 (40 歳から 65 歳まで) の場合

※1 上記の加算料金についても、1 単位当たり 10.33 円となっています。また、介護報酬の計算方法が、小数点以下切り捨てのため利用日数、負担割合により金額が違ってきます。

※2 「\*」のついている介護職員等処遇改善加算は令和 6 年 6 月 1 日より一本化され、トータルで 181/1,000 に変更となります。

## (2) 介護保険給付対象外の利用料金

食費 (おやつ代を含む)	730 円
趣味活動費	必要時に実費
日用消耗品・教養娯楽費	50 円/日
おむつ代等	パット類・テープタイプ・パンツタイプ 実費
時間外料金	15 分あたり 320 円

※ 利用者の都合で食事をキャンセルする場合、ご利用日の当日朝 9 時までにご連絡いただければ、料金は発生しません。

## (3) 利用料金のお支払方法 (契約書第 6 条参照)

前記 (1) (2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月 26 日までに契約時にお申込みいただいた口座からの自動引き落とし、または現金にてお支払いください。

## (4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合によりサービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の 10% (自己負担相当額) を頂く場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 8. 秘密の保持と個人情報の保護について (契約書第 8 条参照)

### (1) 秘密の保持について

事業者及びその職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び契約者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### (2) 情報の保護について

事業者は利用者及び契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び契約者等の個人情報を用いません。

事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者責任をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 9. 高齢者虐待防止

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、以下の項目に取り組みます。

### ① 高齢者虐待防止の指針を整備します。

- ② 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ③ 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的を開催します。
- ④ 上記の取組を適切に実施するために高齢者虐待防止の担当者を置きます。

#### 1 0. 損害賠償（契約書第 9 条参照）

- ① 当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- ② 契約者の故意又は重過失により、当施設又は備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用は契約者が負担します。
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、当事業所の実施したサービスを原因としない事由及び、当事業所もしくはサービスの従業者の指示・依頼に反して行った行為等にもつばら起因して損害が発生したときは、法人は損害賠償を免れます。
- ④ 万が一の事故の発生に備えて、全国社会福祉協議会の「しせつの共済」に加入しています。

#### 1 1. 衛生管理

- ① 共用型認知症対応型通所介護の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ② 感染症の予防およびまん延防止の対策を検討する委員会を 3 ヶ月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 事業所に於ける感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、また、従業者に対し、定期的に研修及び訓練を実施します。
- ④ これらを防止する為の措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。

#### 1 2. 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、ご家族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

#### 1 3. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画等に基づき避難・通報及び消火訓練を、年 2 回以上実施します。地域の方との連携や、夜間を想定した訓練も実施します。火元危険防止のため防火管理者を中心に自主的に点検を行い、また、非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼し、常に有効に保持するように努めます。

#### 1 4. 地域との連携

- ① 運営に当たっては、地域住民またはその自発的活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、認知症介護に



令和 年 月 日

(介護予防)共用型認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に  
基づき重要事項の説明を行いました。

**【事業所】**

所在地 鈴鹿市上箕田町 2638 番地 8

名 称 共用型デイサービス グループホームくすのき園

説明者 氏名 印

---

同 意 書

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、(介護予防)共用型認知症  
対応型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

**【利用者】**

住 所

氏 名 印

**【代理人】**

住 所

氏 名 印